

第1回小金井市地域福祉推進委員会次第

日 程 令和3年1月29日（金）

書面審議

1 議 事

- (1) 福祉総合相談窓口の整備について
- (2) 小金井市成年後見制度利用促進基本計画について
- (3) 地域福祉計画の令和元年度実績報告及び評価について

2 配布資料

- | | |
|---------------------------------|-----|
| (1) 小金井市地域福祉推進委員会委員名簿 | 資料1 |
| (2) 福祉総合相談窓口の相談状況等について | 資料2 |
| (3) 小金井市成年後見制度利用促進基本計画（案） | 資料3 |
| (4) 地域福祉計画の進捗状況及び評価表（令和元年度実績報告） | 資料4 |

小金井市地域福祉推進委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	推薦団体・所属団体等	選出区分
1	霜鳥 文美恵	—	公募市民
2	服部 玲子	—	
3	吉田 晶子	—	
4	山下 和美	—	
5	金子 和夫	ルーテル学院大学	学識経験者
6	室岡 利明	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会	福祉関係団体 関係機関
7	穂坂 英明	一般社団法人小金井市医師会	
8	古宮 景子	小金井市民生委員児童委員協議会	
9	宮井 敏晴	小金井市福祉 NPO 法人連絡会	
10	小幡 美穂	小金井市地域自立支援協議会	
11	酒井 利高	小金井市介護保険運営協議会	
12	藤森 寿美子	小金井市市民健康づくり審議会	

(令和3年1月29日)

令和 3 年 1 月 2 9 日
第 1 回地域福祉推進委員会

福祉総合相談窓口の相談状況等について

1 最近の相談状況

福祉総合相談窓口設置前後の相談状況は以下のとおりである。

令和 2 年	新規 相談人数	相談内容の概要
9 月	2 0 人	自立相談サポートセンターにおける 9 月の相談と比較して、ひきこもり相談及び簡易な相談（各制度・担当窓口の案内等）が増加した。 相談内容は、「病気や健康、障がい」「収入・生活費」が多く、従来と同じ傾向である。 1 0 月から包括化推進員による地域活動支援を実施している。
1 0 月	7 3 人	
1 1 月	4 2 人	8 0 5 0 問題の相談が増加した。 年金受給世代の生活困窮の相談、不動産活用についての相談も増加している。
1 2 月	4 8 人	

2 福祉総合相談窓口の人員体制

福祉総合相談窓口は、アウトリーチの拡充や関係機関とのネットワークづくりを強化する包括化推進員 2 人及び生活困窮者自立相談支援員 4 人を一体的に配置した 6 人体制としている。

本年 5 月から 6 月までに住居確保給付金の申請件数が急増した際には、社会福祉協議会全体で受付及び相談業務に従事していただいたところである。

区 分	勤務形態	人 数
包括化推進員	非常勤 週 3 0 時間	2 人
主任相談支援員	常勤（正規）	1 人
相談支援員及び 就労支援員	非常勤 週 3 0 時間	2 人
家計改善支援員	非常勤 週 3 0 時間	1 人

資料3

令和3年1月29日
第1回地域福祉推進委員会

小金井市
成年後見制度利用促進基本計画
(案)

小 金 井 市

目次

- 1 策定の背景等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
 - (1) 背景と目的
 - (2) 位置付け
 - (3) 中核機関とは
 - (4) 計画の期間

- 2 小金井市における権利擁護支援の状況・・・・・・・・ P 3

- 3 成年後見制度中核機関の在り方について・・・・・・・・ P 3
 - (1) 相談機能
 - (2) 広報機能
 - (3) 利用支援機能
 - (4) 後見人支援機能

- 4 その他の関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
 - (1) 運営等審査会
 - (2) 顧問弁護士の設置
 - (3) 専門職登録・紹介サービス
 - (4) 日常生活自立支援事業<地域福祉権利擁護事業>
 - (5) あんしん生活サポート事業
 - (6) 緊急事務管理サービス
 - (7) 報酬助成事業
 - (8) 法人後見・後見監督人の受任

- 5 資料・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
 - (1) 中核機関における申立及び後見人支援のしくみ

 - (2) 成年後見制度利用促進基本計画（案）作業部会の開催内容及び委員名簿

1 策定の背景等

(1) 背景と目的

国は、判断力が不十分な高齢者や障がい者の意思決定等を支える成年後見制度が、十分に利用されていない現状があることから、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）」及び「成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）」を策定しました。

市町村における成年後見制度利用促進基本計画（以下、「市町村計画」という。）は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めるとともに、成年後見制度の推進にあたる「中核機関」の設置等に係る支援、その他の必要な措置を講じるよう努めるものとして定められています。

なお、東京都では平成20年4月より「成年後見活用あんしん生活創造事業」において、成年後見制度推進機関が設置され、成年後見制度の推進にあたってきました。この市町村計画を策定し、中核機関の設置を明確にし、自治体ごとにより充実した事業を提供することが求められています。

市内で成年後見制度の利用が必要な認知症高齢者や障がい者の方々、その家族等を対象に、「成年後見制度が必要な方々が意思決定を支援し、自分らしく地域で生活をしていくため。」に必要な支援や成年後見制度の理解を深めていくことを総合的かつ計画的に推進するための計画を策定することを目的としています。

(2) 位置付け

市町村計画は、「小金井市地域福祉計画」の中に位置付け、小金井市のすべての福祉計画に係る成年後見制度の共通の視点や理念を示すものとして位置づけをしていきます。

(3) 中核機関とは

中核機関とは、成年後見制度の推進にあたり、専門職による専門的な助言等の支援の確保や、協議会の事務局、地域連携ネットワークのコーディネートを行う機関です。地域の実情に応じて、「権利擁護センター」等の既存の取組みも活用しつつ、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を構築し、地域における連携、対応強化を継続的に推進していく役割が求められています。

小金井市では、既存の「小金井市権利擁護センターふくしネットこがねい（以下、「権利擁護センター」という。）」の機能を基礎として、計画の

策定を行いました。

(4) 計画の期間

この計画は、2021年度から2025年度までとし、「小金井市地域福祉計画」の策定時に、国の動向等を踏まえて見直しをしていきます。

2 小金井市における権利擁護支援の状況

小金井市における権利擁護に関する相談支援機関として、平成17年10月に小金井市社会福祉協議会が小金井市及び東京都社会福祉協議会から受託し、「小金井市権利擁護センターふくしネットこがねい」をオープンし、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を中心に相談事業を開始しました。その2年半後の平成20年4月からは、東京都事業である成年後見活用あんしん生活創造事業における「成年後見制度推進機関」として、成年後見人等への支援や市民への普及啓発を行う事業を追加して、利用者の権利を守るための活動をしてきました。

小金井市における成年後見制度の相談・支援は、年間360件（令和2年3月31日現在）、であり、毎年増減を繰り返しながら、相談・支援に応じている状況です。また、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用者は112名（令和2年8月31日現在）で、待機者（契約のための訪問を待っていた方）が30名（令和2年8月31日現在）おられます。都内の各市区町村の人口を1万人規模でみると都内3番目（令和2年3月31日現在）の多さであり、成年後見制度の利用者予備軍ともいえる方が多い状況です。

3 成年後見制度中核機関の在り方について

(1) 相談機能

「権利擁護センター」の既存の5つの相談機能のうち、「福祉サービス等利用援助相談」、「権利擁護に関する相談」、「成年後見制度利用相談」、「苦情受付相談」はこれまで同様に実施します。「総合相談事業」は、小金井市が設置した「福祉総合相談窓口」に引継ぎ廃止します。

そして、新たに「任意後見・老い支度相談」、及び、後見人等の実務に関する相談に応じる「後見人等実務相談」を新設します。後見人等実務相談では、専門職による週1回の相談日を設けます。後見人等の希望を受けて、協議会による後見人等支援に繋げていきます。

なお、市内の公的機関窓口で行う成年後見制度相談を一本化し、集約す

ることで、申立から後見人支援までを一元的に相談・支援できる仕組みを作り、市民の成年後見制度に対するメリットを向上させていきます。

<相談窓口>

- ①福祉サービス等利用援助相談（月～金曜日 随時受付）
- ②成年後見制度利用相談（月～金曜日 随時受付。）
- ③後見人等実務相談（月～金曜日（週1回） 予約制） **新設**
- ④任意後見・老い支度相談（月～金曜日 随時受付） **新設**
- ⑤権利擁護に関する相談（月～金曜日 随時受付）
- ⑥苦情受付相談（月～金曜日 随時受付）

（2）広報機能

①広報

現状は、小金井市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）広報紙「福祉こがねい」や市の広報物である「私の便利帳」、「高齢者のしおり」等で年間を通じて、広報を行ってきました。今後、掲載内容を刷新したうえで、これまで同様、社協広報紙や市の広報物に掲載を行いつつ、社協ホームページやSNSでの発信を行っていきます。

②講演会

現在は、成年後見制度の市民の利用を促し、理解を深めるために年2回、市民啓発のための講演会を行っています。成年後見制度のみではなく、相続や遺言などの他の内容を含めた内容で開催しています。

今後は、市民や医療・保健・福祉関係者の方に成年後見制度をよりよく理解していただくため、講演会や講座など行います。

③団体への説明

市民団体等に対する個別の研修会での説明等は、権利擁護センターの職員がこれまで同様に随時行っています。

（3）利用促進機能

①申立書の記入支援

申立人が申立書を記入できるよう専門職を紹介したり、記入方法を教えたりと支援をこれまで行っており、支援を継続します。

また、家庭裁判所が求める「本人情報シート」を確実に提供するために、申立人に代わり、ケアマネジャー等に必要に応じて依頼をしていき

ます。

②申立費用助成事業

申立費用は、本人に対して求償できることを伝え、申立人が支払うようお伝えしています。しかし、申立費用の捻出が困難な方に対しては、『小金井市権利擁護センター運営等審査会（以下、「運営等審査会」）』の審査を経て助成しています。

申立費用助成事業を継続し、費用が工面できず、申立できない方をなくし、被後見人等のデメリットにならないよう対応していきます。

③専門職登録・紹介事業

専門職後見人には、既存の「成年後見制度受任候補者登録・紹介事業」を紹介し、個別に登録していただいています。今後は、「専門職登録・紹介事業」とし、専門職後見人に登録していただくこととします。登録者を増やしていくために様々な団体に声をかけていきます。

④候補者のマッチング

被後見人と、後見人候補者のマッチングは、迅速性と「顔の見える支援」を重視し、これまで同様、小金井市独自の候補者マッチング指針に基づきマッチングを行っていきます。必要に応じて（1）の③「後見人等実務相談」を担う専門職の方々に候補者の属性について相談し、決定していきます。しかし、後見人等が対応に苦慮することが懸念されるケースは、「運営等審査会」において協議し、属性を決定していきます。

<後見人選任の指針>

- A 訴訟行為や複雑な権利関係の調整等が必要なケースは、弁護士に依頼します。
- B 訴訟行為の必要性はないが、本人の権利を守るために法律知識を特に必要とするケースは司法書士に依頼します。
- C 社会福祉の専門知識の活用等が特に必要なケースは、社会福祉士に依頼します。
- D 親族ではなく、専門職がよいと、本人や申立人から要望がある場合は、財産額等を勘案し、専門職に依頼します。
- E 長期的な支援が必要なケースは、法人後見できる団体に依頼します。
- F 施設入所し、多額の財産管理の必要がないケースは、市民後見人に依頼します。

G 長期的な支援が必要で、頻回な電話などの行動が想定されるケースは、社協等の法人後見で支援をします。但し、他の後見人等が見つからない場合に限定します。

⑤職員の配置、専門性の向上

中核機関となり、成年後見制度の事業発展を目指すには、その業務を担う職員の十分な配置が必要です。

また、東京都社会福祉協議会等からの委託で小金井市社会福祉協議会が行ってきた日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）は、成年後見制度との関連の深い事業であり、十分な人員配置が不可欠です。

これらの事業の実施には、職員の専門性をより高めていくことが必要です。そのため、職員の研修の機会を増やします。

⑥市民後見人の養成及び推薦

市民後見人の養成は、これまで7市（小金井、小平、西東京、東久留米、東村山、三鷹、武蔵野）共催で、市民後見人養成基礎講習（基礎課程）を隔年で行ってきました。小金井市では、講習修了生を対象に後見業務に生かすための市内の福祉制度等を学ぶ、応用課程を実施してきました。

今後も、7市共催での市民後見人養成基礎講習（基礎課程）は、同様に続けていきます。後見人支援の強化が見込まれるため、これまでの仕組みを見直して、応用課程は中止し、受講生を増やしていくため、事前講習を実施していきます。

また、市民後見人養成における実習は、これまでの日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員業務だけではなく、専門職やNPO法人と連携し、新たな実習機会を提供します。また、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の生活支援員の定年退職にも対応できるよう仕組みに変更していきます。

市民後見人養成基礎講習修了生の研鑽の機会（7市合同市民後見人フォローアップ講習）やモチベーションが保たれるような仕組みにしていきます。

なお、市民後見人の推薦に関しては、これまでの仕組みを変え、保佐類型、補助類型に対応できるよう対象の拡大を検討します。また、迅速に推薦できるよう、事前に被後見人等の基礎的な属性情報等を提示し、市民後見人登録者からの応募を受け、市所管課職員、市長申立所管課職員、中核機関職員、専門職で協議し、応募者の中から候補者を決定して

いきます。応募者がいない場合は、中核機関からの推薦で対応することとします。

(4) 後見人支援機能

①親族後見人のつどい

権利擁護センターみたか（三鷹市社会福祉協議会運営）と共同で開催し、市内の親族後見人に呼びかけを行い、年2回開催してきました。今後は、参加者を増やすために、市報、ホームページ、SNS等で広く呼びかけを行っていきます。

②立ち合い支援

権利擁護センターの紹介で後見人等に就任された専門職の方々が被後見人等のご自宅の内覧が必要となり、立会人がいない場合に、権利擁護センターの職員が立ち合いをこれまで行ってきており、今後も継続して実施します。

③専門職後見人連絡会

これまでは、既存の「成年後見制度受任候補者登録・紹介事業」に登録された専門職の方に、開催の通知を郵送し、登録された専門職から紹介された方々にも参加していただきながら、年2回開催してきました。

今後もこれまで同様に専門職後見人連絡会を年2回開催します。

④地域連携ネットワーク協議会

新設する（1）の③の「後見人等実務相談」において、親族後見人等で定期的な支援を望まれた方（以下、「親族後見人等」という。）に対し、被後見人にとって有益で、後見業務が円滑となる支援方法等を協議するために、地域連携ネットワーク協議会（以下、「協議会」とする）を設けます。

協議会では、中核機関職員が作成した後見（支援）基本方針シート（東京都社会福祉協議会作成の様式）を用いて、支援方針を検討します。

協議会の委員は、成年後見人の実務や権利擁護に関する知識を有する運営等審査会委員が兼務します。

運営等審査会委員の他、必要に応じて、次のような地域の関係機関の職員に、オブザーバー参加を依頼します。被後見人等が居住する地域を支援に巻き込むため福祉総合相談窓口を担当する地域包括化職員（地域福祉コーディネーター）、介護一般の助言を求めるために地域包括支

援センターの職員、防犯等の助言を求めるために警察職員、身体障がいや知的障がいへの助言を求めるため障害者地域自立生活支援センター職員、精神障がいへの助言を求めるため精神障害者地域生活支援センター職員、被後見人の支援チームメンバーなどです。

⑤支援会議（カンファレンス）

権利擁護センター（中核機関）は、被後見人等の既存の支援チームと協働して、支援方針策定時、定期的なモニタリング後等に、必要に応じて支援会議（カンファレンス）を開催していきます。

⑥その他の連携

これまで権利擁護センターが行ってきた、小金井市地域自立支援協議会への参加や小金井市精神保健福祉連絡会などに参加を継続し、福祉関係者等と「顔の見える関係づくり」を推進していきます。また、介護施策等で提唱されている「地域包括ケアシステム」等、既存の地域ネットワークがある場合は、そのネットワークに参加していきます。

⑦専門職の関わり

中核機関の事業を実施するには、成年後見制度の担い手として、後見実務の経験のある専門職等の方々の関与が必要です。特に、後見人等支援の基本となる地域連携ネットワーク協議会の運営や、新設される「後見人等実務相談」には、欠かせない存在です。

4 その他の関連事業

（1）運営等審査会

既存の「運営等審査会」は、大学教授、弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、行政書士、行政関係者、所管課長8名の委員で構成され、年6回開催しています。これまでの審議事項を継続し、事例検討機能等を充実させ実施していきます。

（2）顧問弁護士の設置

これまで同様に法的対応が多いため、継続して設置していきます。

(3) 専門職登録・紹介サービス

既存の「弁護士登録・紹介サービス」での弁護士の紹介だけでなく、司法書士、行政書士等を紹介してほしいとの要望も多いため、各種専門職の方々の紹介が行えるよう「専門職登録・紹介サービス」を創設していきます。今後は、「専門職登録・紹介事業」により、一体的に登録・紹介する体制を構築します。

(4) 日常生活自立支援事業<地域福祉権利擁護事業>

日常生活自立支援事業<地域福祉権利擁護事業>（以下、「地権事業」という。）は認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を支援していく事業です。利用者数は、112名（令和2年8月31日現在）であり、待機者（契約のための訪問を待っていただいている方）が30名（令和2年8月31日現在）おられます。

サービスの提供は、専門員（権利擁護センター職員）5名で行っていますが、日常生活自立支援事業の利用が必要な人にサービスを提供していくために、今後、人員配置を充実させることなどの検討が必要です

(5) あんしん生活サポート事業

地権事業や成年後見制度では原則対応できない葬儀の支払いや財産処分などを本人と契約して行う事業です。病院等の保証人等にはなりませんが、入院費の支払いや身元引受をすることで、事業の契約者の入院等がしやすくなることを主眼とした事業です。

(6) 緊急事務管理サービス

成年後見制度や地権事業を正式に利用できるようになるまでの間の生活維持のため、臨時的に金銭管理などをする対応として有効であるため、継続実施していきます。

(7) 報酬助成事業

暦年で報酬審判が下りた被後見人等に対し、年度末の運営等審査会で審査し、助成を行っています。被後見人等が報酬を支払うことができず、後見人等が決まらないなどのデメリットが生じないように、また、後見人が安心して後見活動ができるようにするため、継続していきます。

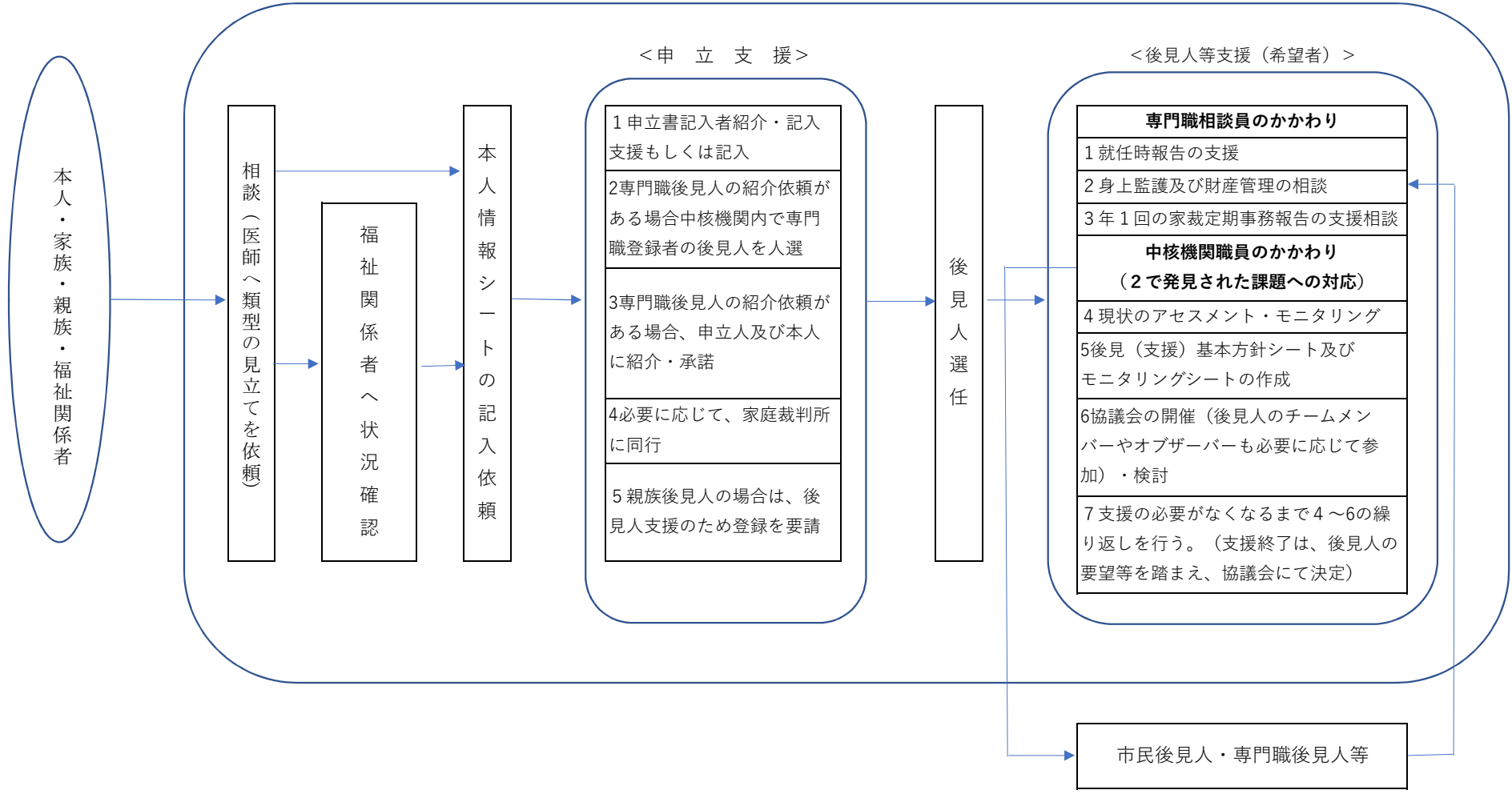
(8) 法人後見・後見等監督人の受任

法人後見は、原則として他に後見人が見つからない場合に引き受けることとし、後見等監督人は、市民後見などの後見監督などを要請に応じ引き受けます。小金井市内の最終的なセーフティネットとして考え、その機能を充実させていきます。

資 料

中核機関における申立及び後見人支援フローチャート

中核機関



成年後見制度利用促進基本計画(案)作業部会の開催内容及び委員名簿

<日程>

No.	日時	内容	備考
1	2020年9月1日	成年後見制度利用促進基本計画(案)の作成 実施内容案の検討	
2	2020年10月13日	成年後見制度利用促進基本計画(案)の作成 実施内容案の検討	
3	2020年11月13日	成年後見制度利用促進基本計画(案)の作成 実施内容案の検討	
4	2020年12月15日	成年後見制度利用促進基本計画(案)の作成 実施内容(案)の決定	

<作業部会委員>

(敬称略)

No.	氏名	所属団体	備考
1	清水 光子	東京三弁護士会多摩支部	
2	藤原 康弘	公益社団法人成年後見センター リーガルサポート東京支部	
3	坂本 喜光	公益社団法人成年後見センター リーガルサポート東京支部	
4	真坂 武	公益社団法人成年後見センター リーガルサポート東京支部	
5	鳥山 克宏	公益社団法人東京社会福祉士会 権利擁護センターぱあとあ東京	

<事務局>

(敬称略)

No.	氏名	所属団体	備考
1	伏見 佳之	小金井市福祉保健部地域福祉課	
2	樗木 紗矢	小金井市福祉保健部地域福祉課	
3	工藤 章男	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会	
4	室岡 利明	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会	
5	武井 由紀子	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会	

<発行日> 令和3年3月

<発行者> 小金井市

住所 小金井市本町6-3-3

電話番号 042-383-1111

<策定協力者> 成年後見制度利用促進基本計画策定 作業部会

社会福祉法人小金井市社会福祉協議会

【資料4】
令和3年1月29日
第1回地域福祉推進委員会資料

地域福祉計画の進捗状況及び評価表
(令和元年度実績報告)

令和3年3月
福祉保健部地域福祉課

【事業評価の評価基準】

A・・・ ほぼ施策内容を達成した。

B・・・ 施策内容をある程度達成したが、今後の改善、検討を要する。

C・・・ 施策内容を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。

D・・・ 未実施

※「今後の事業計画・展望」に新型コロナウイルス感染症の影響を記載

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	福祉を支える基盤の整備
施策(1)	暮らしやすいまちづくり
施策(2)	移動支援の充実

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	地域福祉課	ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業(東京都事業)についての庁内周知を行い、補助金活用を促した。(令和元年度実績:児童館3館、婦人会館トイレ設備改修工事)	A	A	引き続きバリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりを目指して、庁内周知を行っていくとともに、都事業の継続や変更についての情報収集に努める。 【感染症対応】 影響なし
	② 施設のバリアフリー化の推進	地域福祉課	指定開発事業に係る事前協議等の際に、東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出の要否確認及び対象施設について助言・指導・届出受理を行った。(令和元年度実績:4件)	A	A	バリアフリー化、福祉のまちづくりにつなげるため、他課の協力を得ながら、引き続き都条例の届出対応を行っていく。 【感染症対応】 影響なし
(2)	① CoCoバスの利便性向上	交通対策課	これまでの要望等を踏まえ、令和元年度よりCoCoバス・ミニ野川・七軒家循環へ回数券(全路線共通)を導入した。当該路線における令和元年度利用者の約2割が回数券を利用している状況から、利便性向上が図られたと考えられる。 また、2年目となった小金井市コミュニティバス再編事業においては、前年度に整理した現状の課題等を踏まえ、本事業における基本方針を策定した。また、地域懇談会の実施により市民等の意見を踏まえながら、運行時間帯等の検討に当たって具体的な指標となる運行基準を一部決定するとともに、運行ルート(案)の検討に着手した。	B	B	小金井市コミュニティバス再編事業については、令和3年度までの継続事業であることから、令和2年度においても引き続き、地域公共交通会議及び地域懇談会を開催し、地域公共交通会議委員及び市民の意見を踏まえながら、運行基準(案)(運賃・収支率等)の検討を行う。 また、再編の基本方針及び運行基準を基に、具体的な運行ルート・運行時間・運賃等の再編計画(案)を検討するとともに、並行して、再編後の運行改善等の手引きとなるガイドライン(案)の検討に着手する。 【感染症対応】 新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い利用者が大幅に減少しているCoCoバスについて、利用者の利便性向上及びバス利用者への回復に向けた利用促進の一助を目的とし、公共交通系ICカードを導入する。(令和3年4月導入予定)
	② 移送サービスへの支援	自立生活支援課	福祉有償運送等の移送支援サービスを実施しているNPO法人等へ経費の一部を補助することで、安定的な運営を確保するとともに福祉の増進を図っている。	A	A	利用実績については近年一定水準で推移しているものと認識している。この事業については各NPO法人等によって適切にサービスを実施しており、今後も引き続きNPO法人等へ経費の一部を補助することで、安定的な運営を確保するとともに福祉の増進を図る。 【感染症対応】 影響なし

【地域福祉推進委員会による評価】

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	災害に備える体制づくり
施策(1)	防災・防犯活動への参加促進
施策(2)	要支援者の支援強化

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 自主防災組織の育成	地域安全課	<p>自主防災組織の育成においては、出前講座等の要望があった団体には、防災についての講演(※1)を行い防災意識の向上を図った。総合防災訓練を通じて、東京都と連携し親子防災体験(※2)を実施した。</p> <p>自主防災組織の結成については、結成に向けて動いている町会・自治会に対して、町会・自治会の集まりに出向き制度の説明や、相談があれば結成届の必要書類や記入方法を説明するといったサポートを行ったが、結成には至らなかった。</p> <p>(※1)災害時の自助・共助についてや避難所運営等、回数：10回、参加者：各回10～50人程度(令和元年度実績) (※2)東京都の事業で、冊子を配布し防災イベントでのスタンプラリーを行うといったようなもの。</p>	C	C	<p>出前講座等の要望があった団体には、引き続き防災についての講演を行い防災意識の向上を図っていく。総合防災訓練は、令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため、職員及び関係者のみの訓練となった(令和2年11月1日実施済み)。来年度以降一般市民参加での訓練を行う際には、開催校の学校長に全校生徒に参加の呼びかけを行ってもらい、参加を促していく。</p> <p>自主防災組織の結成については、令和2年4月に1団体、11月に1団体の計2団体の結成があったところであるが、今後も結成に向けて動いている町会・自治会に対しては、引き続き助言等のサポートを行っていく。</p> <p>【感染症対応】 総合防災訓練については上記のとおり。自主防災組織結成に関しての影響はないが、避難所運営における感染症対策等について自主防災組織とともに考えていく必要がある。</p>
	② 地域コミュニティを活用した防犯体制の推進	地域安全課	<p>防犯協会主催の全国地域安全運動市民のつどいを実施する等、警察との連携を図ってきた。地域団体へは、防犯資機材の支給を行うとともに、出前講座などを通じて防犯パトロールの協力や防犯カメラの設置検討を促した。</p> <p>高齢者を狙った特殊詐欺対策のため、自動通話録音機の貸与(対象：概ね65歳以上の世帯)を行った。平成27年度から実施し、令和元年度末までに累計530台の貸与を行った。</p>	C	C	<p>警察及び地域団体と継続して連携を図り、市民が犯罪にまきこまれないよう、防犯講習会等による防犯意識の啓発や防犯資機材の配布等、できる限り支援をしていく。</p> <p>【感染症対応】 防犯講習会等を開催する際には感染症対策を行う。状況によっては開催の中止等も検討する。</p>

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	災害に備える体制づくり
施策(1)	防災・防犯活動への参加促進
施策(2)	要支援者の支援強化

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	① 災害時における 避難行動要支援者への支援 体制の充実	地域福祉課	<p>避難行動要支援者名簿登録新規対象となる方に対して民生委員に訪問調査をしていただくなど、避難行動要支援者名簿の更新を行い、適切な管理に努めた。</p> <p>台風19号が発生した際は、対象者に対して事前に入電し、情報発信や安否確認を行っていただく等していただいた。</p> <p>市からも土砂災害警戒区域居住の対象者に対して入電して安否確認を行う等した。</p> <p>一般の避難所に避難した方の中から、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障害のある方等の対応をするための避難所(=福祉避難所)についての「福祉避難所(二次避難所)設置・運営マニュアル」を策定をした。</p>	B	B	<p>避難行動要支援者事業についての周知徹底を図り、災害に強いまちの実現を図る必要がある。</p> <p>【感染症対応】</p> <p>例年、民生委員による新規訪問調査を対面調査としていたが、令和2年度は感染症拡大防止のため対面調査は希望者のみとした。</p> <p>今後も感染症拡大に留意する必要がある。</p> <p>福祉避難所において、感染拡大防止を図る必要がある。</p>
	② 災害時における 避難行動要支援者への支援 体制の充実	健康課	<p>市では、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行うため「災害時人工呼吸器使用者リスト」を保有している。</p> <p>人工呼吸器装着中の対象者(市内対象者8人)について保健所・自立生活支援課・介護福祉課・健康課において連携会議を行い個別に訪問。令和元年度は5人の支援計画を作成した。</p>	B	B	<p>人工呼吸器対象者の訪問についてはどの機関がどの時期に訪問するのかを、年度当初に計画し会議で共有。コロナ対策として消毒液等の入手困難に伴い、国・都からの情報提供を行う。</p>

【地域福祉推進委員会による評価】

--

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 保健福祉教育の充実	指導室	「すべての人が幸せにらせる『まち』を作るためのハンドブック」【平成31年小金井市作成】を小学校全校に配布し、総合的な学習の時間等で活用した。また、高齢者や障害のある人とのふれあい等を各学校が発達段階に応じて取り組んだ。	A	A	今後とも、保健福祉教育の充実を図る。
	② 市民に対する啓発活動の推進	関係各課 介護福祉課	認知症に関する正しい知識と理解を身に付ける認知症サポーター養成講座を通年で開催した。(全18回実施、398人が受講) 介護予防、在宅医療・介護連携、生活支援体制整備、認知症に関する講演会等を2日間にわたって開催する「お元気サミットin小金井」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とした。	B	B	引き続き講座等の周知、特に若年層や高齢者の介護を担う世代へ向けての取組を検討していく。 【感染症対応】 講演会等のオンライン開催等、新しい生活様式に合わせた実施方法について検討を行う。
		広報秘書課	平成30年度より東京都の補助事業を活用し「小金井市人権講座」を実施している。 令和元年度は昭和大学大学院保健医療学研究科准教授の副島賢和さんを講師に招き、ご自身が担当する、昭和大学付属病院の院内学級での体験談を通じて、子どもの人権をテーマにした講演を行った。 (参加者90名(満席))	A	A	今後も補助事業を活用し継続して実施する中で、集客力のある講師、時代のニーズに即したテーマを選定することにより、人権意識を広く普及啓発していきたい。 【感染症対応】 当該事業は人権啓発活動地方委託事業として実施しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度に実施が予定されている「屋内における集合型の啓発事業」については原則中止とする旨の通知があったため中止とした。

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	① 権利擁護事業の推進	地域福祉課	<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく市町村計画策定に向けて、権利擁護センター(社会福祉協議会)との調整・検討を進めた。</p> <p>市民後見人の育成のため、市民後見人養成講座や市民後見人フォローアップ講習を実施しているが、令和元年度は養成講習受講者数は0人となった。</p>	B	A	<p>成年後見制度の市町村計画の策定に際しては、令和3年3月策定に向けて作業部会を設置し、関係機関(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等)の御意見も伺い進めていく。</p> <p>市民後見人の育成には、その業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性の習得が求められる。市民後見人の負担感を減らすため、一層の継続支援ができるようフォローアップを行い、市民後見活動への興味・意欲を持たれる方を増やしていきたい。</p> <p>【感染症対応】 影響なし</p>
		自立生活支援課	<p>知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人の権利を守ることができるよう、窓口にパンフレットを設置する等、成年後見制度についての周知を図っている。</p>	B	B	<p>引き続き、必要な方に必要なサービスの提供を行っていく。</p> <p>また、成年後見制度が必要な方が、経済的事情で利用できないということがないように、市長申立に関しては報酬助成等を継続していく。</p> <p>【感染症対応】 影響なし</p>
		介護福祉課	<p>親族等の支援が得られず、自立した生活を送ることが困難な高齢者に対して、成年後見の市長申立てを行い、後見人・保佐人をつけた。</p> <p>また、市長申立てを行った者の中で後見人・保佐人へ報酬支払いが困難な者に対しては助成を行った。</p>	A	A	<p>引き続き、必要な方に必要なサービスの提供を行っていく。</p> <p>また、成年後見制度が必要な方が、経済的事情で利用できないということがないように、市長申立に関しては報酬助成等を継続していく。</p> <p>【感染症対応】 影響なし</p>

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	②	地域福祉課	小金井市権利擁護センター(ふくしネットこがねい)では、法律・福祉の関係機関と連携しながら年間9,361件(延べ件数)の相談・援助を行っている。(8,872件/H30年実績) 相談・援助を行う際に法律・福祉の関係機関が関与することにより、本人にとって最も適切な対応が可能になっている。	B	B	様々なケースに対応できる法律・福祉の関係機関との地域における連携・対応強化を継続的に推進していく。 また、市民にとって身近で利用し易くメリットを感じる事業とするため、成年後見制度の利用促進と併せて権利擁護事業全体への理解促進のため効果的な広報に努める。 【感染症対応】 影響なし
	③	自立生活支援課	相談・通報の連絡先として小金井市障害者虐待防止センターを設置しており、緊急連絡にも対応できるよう24時間体制で相談・通報の連絡を受けることによって、家族全体を地域ぐるみで支援することに努めている。	A	A	相談・通報の連絡先として小金井市障害者虐待防止センターを設置しており、24時間体制で相談・通報の連絡を受ける。 【感染症対応】 影響なし
		介護福祉課	養護者による高齢者虐待の防止を図るため、関係機関と情報共有するなどのネットワークを構築している。 また、「小金井市高齢者虐待対応マニュアル」を用いて関係機関に対応の周知を行った。 虐待により緊急の分離を必要とする高齢者に対して、入所措置等を行った。	A	A	関係機関と情報共有するなどのネットワークの強化に努める。 【感染症対応】 影響なし

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望	
(3)	①	福祉サービス苦情調整委員制度の周知	地域福祉課	福祉サービス全般に関する利用者からの苦情を公正・中立の立場で調査し解決にあたる当該制度について、市報・ホームページにおける広報のほか、苦情処理の流れを示したリーフレットを作成し、市内各施設に設置し周知を行った。 また、苦情ゼロを目指して、福祉部門を始め各部の職員に対し委員が講師となって研修を実施し、内部への制度周知と窓口対応技術の向上を図った。 申立件数実績(H30・10件、R1・8件)	A	A	市報・ホームページにおける広報のほか、苦情処理の流れを示したリーフレットを作成し、市内各施設に設置し周知を図っていく。 職員研修については、引き続き委員に実施を依頼していきたい。 苦情申出の件数は例年10件前後で推移している。これ以外にもオンブズマンで対応できないものについては、今後も他の機関を斡旋する等して適切に対応していく。 【感染症対応】 相談者の希望に応じて、電話での相談も受け付けると、市HPに掲載した。
	②	福祉サービス第三者評価システムの普及	地域福祉課	令和元年度は、14団体の福祉サービスの事業者に対し第三者評価の受審への助成を行った。 市報・ホームページにおける広報をするなど周知を図った。	B	B	市報・ホームページにおける継続的な広報を図っていく。今後とも対象事業者適切に第三者評価の受審経費を補助していく。 【感染症対応】 影響なし
			自立生活支援課	小金井市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱及び小金井市児童発達支援センターサービス推進事業補助金交付要綱により、対象事業者に第三者評価の受審経費を補助している。	A	A	今後とも対象事業者適切に第三者評価の受審経費を補助していく。 【感染症対応】 影響なし

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	人権尊重と権利擁護事業の推進
施策(1)	ノーマライゼーションの推進
施策(2)	権利擁護事業の充実
施策(3)	福祉サービスの質の確保

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
③	サービス事業者の指導強化	地域福祉課	社会福祉法第56条に基づき指導検査を実施(保育園1か所)	B	B	引き続き社会福祉法、指導監査実施方針、計画等に基づき、市が所轄庁となっている4法人に対して指導監督を行っていく。(指導検査は年に1法人実施予定) 【感染症対応】 実地検査を行う際、広い部屋を準備していただく、換気を徹底する。また、都や他市の動向を確認しながら時間を短縮して実施するなど、感染予防対策を徹底する。
		自立生活支援課	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた指導検査を中止とせざるを得なかった。	C	C	当初に計画している指導検査が行えるように取り組んでいく。 【感染症対応】 指導検査は事業所に立ち入り検査を行う必要があるため、新型コロナウイルス感染対策等が検討課題である。
		介護福祉課	介護保険事業所に対する指導検査を実施(居宅介護支援事業所9か所、認知症対応型通所介護2か所、地域密着型通所介護1か所、認知症対応型共同生活介護1か所)	B	B	今後も各事業所が、法令、各種基準に準拠した運営を行っているか確認を行うこととする。 【感染症対応】 検査について、現地訪問は行わずに、書類の提出を事業所に求め、書面検査のみを行う。

【地域福祉推進委員会による評価】

--

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	情報提供の仕組みづくり
施策(1)	福祉の情報発信の強化
施策(2)	情報バリアフリーの推進

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 情報提供の充実	自立生活支援課	障がいのある方が利用可能な庁内外の各種制度をまとめた「障がい者福祉のてびき」や「こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ」を作成している。各種情報をホームページに掲載する一方で、窓口にも設置して情報提供をしている。	B	B	制度改正等に対応するため、「障がい者福祉のてびき」の改訂を行う等、今後も最新の情報を反映していく。 また、市民が情報を入力しやすくなるように、更なる配慮に努める。 【感染症対応】 影響なし
		介護福祉課	介護保険についての、適切な利用ををするための冊子を作成し、市窓口や地域包括支援センターで配布した。	B	B	引き続き、ガイドブックの配布等を通じて、介護保険制度の周知を行う。 【感染症対応】 影響なし
	② 各種手当制度の周知	自立生活支援課	各種手当制度の案内を、市報や市ホームページ、「障がい者福祉のてびき」に掲載し、最新の情報提供に努めている。また、来庁した市民に対して、該当の手当をまとめたシートをお渡ししている。状況により、子育て支援課の児童育成手当(障害手当)を案内するなど、他課との連携も務めている。	B	B	引き続き周知を続けるとともに、HP等の充実に努める。 【感染症対応】 影響なし
		介護福祉課	市報及び納入通知書に、介護保険料減免に関するお知らせを掲載し、市民への周知を行った。	B	B	引き続き、市報及び納入通知書での減免制度に関するお知らせの掲載を継続する。 【感染症対応】 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免について市報、ホームページ、納入通知書等に掲載し、市民への周知に努める。

【基本施策】

基本目標	1 福祉のまちづくり
基本施策	情報提供の仕組みづくり
施策(1)	福祉の情報発信の強化
施策(2)	情報バリアフリーの推進

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	① 福祉マップの見直し	自立生活支援課	駅前周辺等の整備がされており、街並みが刻一刻と変化しているため、福祉マップの作成はできなかったが、平成28年度2月に福祉施設のマップとして「こがねい 障がい児・者ふくしサービスマップ」の作成を行っている。	D	D	現在、駅前の周辺整備等を行っているため、一定の整備が終わった段階で街並みに対応したマップを作成できるように検討し、定期的に改訂を行っていく予定である。 【感染症対応】 影響なし
	② 情報提供のユニバーサルデザインの推進	広報秘書課	市報こがねいについては、引き続き、音訳版を作成し市ホームページへの掲載と希望者への送付を行っている。また、ホームページについては、情報発信の拡充と、誰もが適切に情報を得られるようアクセシビリティの向上にも努めている。	B	B	市報こがねいについては、レイアウトを工夫するなど、引き続き見やすい紙面となるよう留意し編集・作成していく。また、音訳版は、対象者へサービスの再周知を図るなどして、利用者の増加に努めたい。 ホームページについては、コンテンツ作成ルールに基づいたホームページ掲載について引き続き庁内への周知を行うなど、情報のバリアフリー化を継続する。 【感染症対応】 市ホームページ内にコロナウイルス感染症対策に関する情報をまとめたページを作り、トップページからもアクセスできるように対応している。

【地域福祉推進委員会による評価】

【基本施策】

基本目標	2 包括的支援体制の構築
基本施策	地域での課題解決の体制づくり
施策(1)	地域での見守り推進
施策(2)	総合的な相談体制の構築

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 民生委員・児童委員活動の支援	地域福祉課	小金井市民生委員児童委員協議会の事務局を地域福祉係内に設置し、民生委員児童委員活動の支援を行っている。また、民生委員児童委員PRイベントの実施、市民まつりでのブース出展、市報・HPで民生委員・児童委員制度の周知を行った。	B	B	民生委員児童委員の負担感軽減のためにも欠員補充に注力し、定数に近づけるように社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識をもち、社会福祉及び民生委員の活動に理解と熱意がある方の情報収集・勧誘活動を行う。 【感染症対応】会議やイベント等における感染拡大防止に努める。
	② 町会・自治会活動への支援	広報秘書課	町会・自治会の加入促進のちらしを作成し、窓口で配布している。市民課においても、ちらしを掲示しており、加入促進に努めるとともに、令和元年度より地域コミュニティSNSを活用した支援を開始した。 また、町会・自治会が行う地域力向上を図る事業に対する、東京都及び宝くじ団体の補助事業についても、全町会・自治会に周知をしているところである。	B	B	引き続き加入促進に向けた、様々な周知媒体の活用を検討する。 【感染症対応】 毎月、町会・自治会等に「市政だより」を送付し、回覧等を依頼しているが、緊急事態宣言中は外出自粛が強く要請されたこと、また地域で共有していただく事業等の情報が特段無かったため、町会・自治会員の皆様にも接触を避けていただく観点から、5/1号及び6/1号については発行を休止し、7/1号以降は、送付はするが、団体内での情報共有については判断を委ねることとしている。
	③ 身近な相談体制の充実	介護福祉課	毎年75歳・80歳の方を訪問して一人暮らし・高齢者のみ世帯など見守りを必要とする対象者を把握し、関係者とともに見守り支援のネットワークを構築している。	B	B	引き続き75歳・80歳の方を訪問して一人暮らし・高齢者のみ世帯など見守りを必要とする対象者を把握し、関係者と共有していく。 【感染症対応】 高齢者宅への民生委員の訪問について、双方の感染予防を念頭に置き事業の再検討が必要。

【基本施策】

基本目標	2 包括的支援体制の構築
基本施策	地域での課題解決の体制づくり
施策(1)	地域での見守り推進
施策(2)	総合的な相談体制の構築

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望	
(2)	①	【新規】 福祉相談窓口 の整備	地域福祉 課	福祉総合相談窓口の具体的な運営体制、機能及び開始時期等について庁内検討委員会を全5回実施し検討を行い報告書にまとめた。また、その結果に基づき市社会福祉協議会との契約内容の調整を行った。	D	D	令和2年10月から試行開始し、(仮称)新福祉会館竣工後に本稼働を目指して、体制の整備を進める。 【感染症対応】相談予約制の推進、窓口や会議における感染拡大防止に努める。
	②	相談支援体制 の充実	地域福祉 課	福祉総合相談窓口の検討とあわせて、包括的な支援体制の具体的な機能及び開始時期等について検討を進める。	D	D	令和2年10月からの福祉総合相談窓口試行開始とあわせて、包括的な支援体制の整備を進める。 【感染症対応】相談窓口や会議における感染拡大防止に努める。
			自立生活 支援課	障がいのある方の相談窓口である障害者地域自立生活支援センター、精神障害者地域生活支援センター、児童発達支援センター、障害者就労支援センター等と連携し、障がいの状態や本人の希望に合った相談体制を構築している。	B	B	各相談窓口との連携を一層密にし、ノウハウを蓄えてより良い対応につながるよう改善していく。 【感染症対応】 影響なし

【地域福祉推進委員会による評価】

--

【基本施策】

基本目標	2 包括的支援体制の構築
基本施策	セーフティネットの機能強化
施策(1)	生活困難者への支援強化
施策(2)	生活保障の推進

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 【新規】 地域生活課題 の把握と情報共 有の仕組み強 化	地域福祉 課	生活困窮者の自立に向けた相談支援における支援調整 会議の開催等を通じて、関係各課や関係機関等との連携 強化を図った。	B	B	引き続き、生活困窮者の自立に向けた相談支援を通じた 連携強化を図っていくとともに、令和2年10月からの福祉 総合相談窓口試行開始とあわせて、新たな支援体制の構 築を図る。 【感染症対応】相談窓口や会議における感染拡大防止に努 める。
	② 【新規】 生活困窮者の 自立支援の推 進	地域福祉 課	生活困窮者の自立に向けた相談支援を行ったほか、住居 確保給付金の支給による就職活動の支援、家計改善や債 務整理に向けた支援及び子どもの進学支援を行った。	B	B	引き続き、生活困窮者の自立に向けた相談支援を行って いくとともに、令和2年10月からの福祉総合相談窓口試 行開始とあわせて、支援体制の構築を図る。 【感染症対応】相談予約制の推進、窓口や会議における感 染拡大防止に努める。
(2)	① 生活保護制度 の適正な運用	地域福祉 課	適切な生保護費の支給、相談業務等を実施した。就労支 援相談等、自立助長に資する所事業を実施した。また、新 型コロナウイルス感染症による困窮状態の者については、 国通知等に基づき柔軟に対応するなど、社会情勢に応じた 適切な支援を行った。	B	B	被保護世帯の自立助長に向けて国が実施する事業の動向 も注視し、就労支援相談、健康管理支援等諸自立支援プロ グラムに沿った諸事業を適宜実施することとする。 【感染症対応】国より「訪問調査の自粛」「稼働能力の活用 についての保留」との通知を受けているため、社会情勢を 鑑みつつ適切に制度運用を行う。
	② 路上生活者へ の自立支援	地域福祉 課	年2回定期的に行っている路上生活者概数調査では、 市が所管する公園等において路上生活者を確認されな かった。生活保護等の相談においては生活歴等を聴取し、 対象者がいた場合には住居の確保等速やかな対応を行っ た。	B	B	概数調査を引き続き実施し、適切な相談、対応を実施し、 住居確保等の生活支援を行い、就労支援等自立へ向けた 支援を実施する。 【感染症対応】影響なし

【地域福祉推進委員会による評価】

--

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	社会参加の促進
施策(1)	地域活動への参加促進
施策(2)	地域活動の拠点づくり

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望	
(1)	①	ボランティア活動等の普及や参加のきっかけづくり	社会福祉協議会	夏のボランティア体験学習を7月20日から8月26日の期間で実施。協力施設・団体 49カ所 参加者100人 延べ152人	B	B	既存事業はコロナ対応が必要なため下記のとおり。 【感染症対応】 オンラインを通じての事業を検討及び実施していくと、3密にならずとも出来るプログラムの開発を行う。
	②	多様な人材の地域活動への参加促進	社会福祉協議会	福祉教育事業を実施。教育機関において児童、生徒への体験学習や地域で暮らす障がいのある当事者からの講話などを実施した。 ボランティア・市民活動に興味関心のある方への相談窓口を常時設置している。	B	B	ボランティア・市民活動に関する相談窓口は、継続して実施。 【感染症対応】 福祉教育事業は教育機関とも連携しながらオンラインを含めて事業を検討及び実施していく。

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	社会参加の促進
施策(1)	地域活動への参加促進
施策(2)	地域活動の拠点づくり

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	① 世代間交流の 促進	自立生活 支援課	障がい者福祉についての関心・理解を深めていただくとともに、社会参加の促進のために、12月初旬に障害者週間において、イベントなどを行っている。	A	A	これからも障害者週間のイベントの開催などをはじめとし、交流の場の確保に努めていきたい。 【感染症対応】 イベント参加者の人数制限や新型コロナウイルス感染防止のための対応が必要である。
		介護福祉 課	おとしより入浴事業は、7事業を実施し、計991人(高齢者772人、子供219人)が参加し、世代間交流を図ることが出来た。 敬老会は、1,458人の高齢者の来場があり、ボーイスカウトによるお祝いの品の贈呈等で世代間交流を図ることができた。 小金井さくら体操を保育園の協力を得て園児と野外で実施した。	A	A	引き続き世代間交流の促進を高齢者にもメリットのある形で推進できるよう努める。 【感染症対応】 おとしより入浴事業は、人数制限や、銭湯の出入口や脱衣場において、アルコールでの手指消毒の徹底、さらし粉をお湯に入れ、感染症拡大防止のため、衛生管理を強化し、実施する。 敬老会は、感染症拡大防止に適した方策での実施の有無について、検討を行う。 終息後に改めて協力してもらえよう再依頼が必要。
	② 【新規】 多様な市民が 交流できる場の 構築	公民館	公民館の青年学級「みんなの会」事業のなかでは、生涯学習の一環として当事者の余暇活動の充実を図るとともに、ボランティアなどの運営スタッフを確保し、障がいのある人と交流ができる機会を増やしています。	B	B	今後も運営支援をするとともに、ボランティアを養成することで、運営スタッフの確保を図り、障がいのある人と市民が交流できる場を増やします。 【感染症対応】 影響なし

【地域福祉推進委員会による評価】

--

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	地域活動の支援と人材の育成
施策(1)	地域福祉の担い手育成
施策(2)	専門人材の育成

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 地域福祉ファンリテーター養成講座の開催	地域福祉課	小金井市、三鷹市、武蔵野市、当該3市社会福祉協議会及びルーテル学院大学と協働し、養成講座(全10回)を開催し、地域福祉ファシリテーターの養成に努めた。小金井市の養成講座修了生は4人(全体計26人)となった。令和元年度は、仕事や活動エリアを限定せず、受講生が実施したいことを尊重した活動企画グループ化を図り、今後の取り組みや多様なつながりに活かしている。	B	B	講座のさらなる周知を図るため、社会福祉協議会と調整し、広報チラシ、市報原稿等の内容や広報チラシの設置場所、周知方法等を工夫して講座受講者数の増加を目指す。 また、講座の修了生が地域での活動を始める際の支援や活動の継続支援を強化する。 さらに、より充実した講義内容とするため、ルーテル学院大学との連携を強化する。 【感染症対応】令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ事業中止となっている。
	② 市民活動の資質向上	生涯学習課	東京学芸大学と連携し、ボランティアの資質向上に関する講座を開催した。平成30年度の受講者のアンケート結果をもとに、一講座の時間を一時間から二時間に増やし、開催回数は減ったが内容を充実させた。	A	B	講座内容や実施方法を改善しながら、今後は講座参加者の活動の場を広げることが必要となる。 【感染症対応】 動画教材による非対面式講座を小金井会場では12月17日から開催予定。
①	福祉専門職の資質の向上	自立生活支援課	令和元年度においては、新型コロナウイルス感染防止のため研修の実施を中止したが、通常は精神障害者ホームヘルパーフォローアップ研修年1回開催し、ホームヘルパーとして従事している方の資質向上を推進している。また、国や東京都から研修や講習会の開催情報があれば、適宜関係機関に情報提供を行っている。	B	B	今後も引き続き、研修の開催や周知を図っていく。 【感染症対応】 新型コロナウイルス感染防止の観点から、実施及び実施方法の検討を行っていく。
		介護福祉課	市や地域包括支援センター主催の研修や講習会を開催して情報提供を行っており、専門職の資質の向上を促進している。また、国や都で実施する研修や講習会についても情報提供を行っている。	A	A	引き続き市や地域包括支援センター主催の研修や講習会の開催を行うとともに、国や都で実施する研修や講習会について情報提供を行う。 【感染症対応】 研修の実施方法・受講人数等について再検討が必要。

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
基本施策	地域活動の支援と人材の育成
施策(1)	地域福祉の担い手育成
施策(2)	専門人材の育成

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度 事業 評価	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2)	② 民間事業者等の参入の促進	自立生活支援課	民間事業者より事業所開設の相談があった場合には丁寧に対応しつつ、民間における優れた人材や技術を活用して、更なる福祉の充実に努めて行く必要がある。	C	C	障害福祉計画等に基づきつつ事業所の開設について検討をしていく。 【感染症対応】 影響なし
		介護福祉課	令和元年度においては、8つの民間事業者と高齢者等に関する見守り協定を締結し、累計60事業者が協定に参加することとなった。	A	A	【感染症対応】 今後も、民間事業者と協定を締結していく予定であるが、新型コロナウイルス感染予防策のため、新たな民間事業者に協定締結のお願いに行くことも困難な状況であるため、現状維持を目指す。
	③ 地域福祉推進事業の充実	地域福祉課	福祉NPO連絡会にて、対象となる団体へ補助についての周知を行った。令和元年度においては補助申請なし。	D	D	該当事業関係各課の事業実施状況等から、今後についての検討を行う。

【地域福祉推進委員会による評価】

--

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化	
基本施策	多様な地域資源との連携	
施策(1)	多様な主体との連携づくり	
施策(2)	社会福祉協議会との連携強化	

施策	【個別事業・取り組み】	担当課	事業実績(令和元年度)	前年度事業評価	事業評価	今後の事業計画・展望
(1)	① 福祉サービス事業所の地域に開かれた取り組みの推進	自立生活支援課	障害者福祉センターの食堂等を地域の方に貸し出ししている。	A	A	これからも安全面に配慮しつつ、市民の方が集える場として開放していく。 【感染症対応】 影響なし
	② 【新規】社会福祉法人等の連携強化	関係各課 社会福祉協議会	社会福祉法人連絡会を平成29年度に組織し、社会福祉法人に求められる、地域公益活動の推進について継続的に情報交換や情報収集を行っている。具体的には地域住民懇談会に参画することとなった。	A	A	地域公益活動の推進を継続してすすめるため、既存の会議等の実施は感染症対策を行った上で行うか、オンラインで実施する。 【感染症対応】 社会福祉法人連絡会に所属している法人の状況把握などを行うなどして、感染症禍における地域公益活動について検討を進める。
(2)	① ボランティア・市民活動センターの機能強化	社会福祉協議会	ボランティア・市民活動の常設窓口を設置し各種相談に応じるとともに、広報紙「ぼらんていあ・こがねい」(毎月発行)やホームページにおいて、情報発信を行っている。歳末たすけあい募金を財源とする市民活動助成金「さくらファンド」を実施し事業の立ち上げのための資金を助成している。26件 963,440円	B	B	(仮称)新福祉会館における災害ボランティアセンターの運営について検討を進める。また、(仮称)小金井市市民協働支援センターの動向にも注目しつつ、竣工後の在り方や役割分担等について検討を行っていく。 【感染症対応】 新たな生活様式を踏まえた、ボランティア活動の進め方を研究し、今までの枠にとられない活動の進め方などの情報発信を行っていく。 災害ボランティアセンター運営マニュアルにおいて、感染症禍における災害ボランティアセンター運営についての追記を準備・実施する。
	② 社会福祉協議会との連携強化	地域福祉課	複合的な生活課題を抱えた人への支援、権利擁護、生活困窮者自立相談、地域の居場所づくり等、社会福祉協議会の専門性を活かし共通の目的のもと地域福祉を推進できるよう連携している。 (市が設置する福祉総合相談窓口の運営を社会福祉協議会に委託し令和2年10月1日から開設)	A	A	今後も、地域福祉の推進という共通の目的のもと、市と社会福祉協議会が協働、互いの得意分野をいかした役割分担によって、総合的に地域福祉の推進をめざしていく。 【感染症対応】 新型コロナウイルス感染症が市民生活に与える影響を共有し、福祉施策に適切に反映できるよう努める。

【地域福祉推進委員会による評価】

計画全体について

【地域福祉推進委員会による評価】